



2015年5月12日

各 位

会社名 株式会社アイティフォー
代表者名 代表取締役社長 東川 清
(証券コード 4743 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 中山 かつお
(TEL. 03-5275-7841)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行すること及び定款の一部変更について、2015年6月19日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は従来より経営の監督と業務執行を区分するため執行役員制度を採用するなど、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいりました。今般、改正会社法により「監査等委員会設置会社」が法制化されたことに伴い、コーポレート・ガバナンスを更に強化するため、取締役会の監督機能強化及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的とし、監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

2015年6月19日開催予定の当社第56回定時株主総会において、定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。また、取締役が期待される役割を十分発揮することができるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除することができる旨の規定、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設いたします。なお、定款第31条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2015年6月19日(金)
定款変更の効力発生日	2015年6月19日(金)

以上

「定款変更の内容」

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、20 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任)</p> <p>第 21 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>2.</u> 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> <削除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会並びに <u>監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、20 名以内とする。</p> <p><u>2.</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>5 名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 21 条 <現行どおり></p> <p><u>2.</u> 前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>3.</u> 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<新設>

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長を置かない場合または差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮し、または取締役及び監査役の全員の同意を得て、招集手続きを省略することができる。

<新設>

(決議)

第25条 <条文省略>

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。

<新設>

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長を置かない場合または差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役（監査等委員である者を除く。）がその任にあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮し、または取締役の全員の同意を得て、招集手続きを省略することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集は、各監査等委員が他の監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮し、または監査等委員会全員の同意を得て、招集の手続きを省略することができる。

(決議)

第26条 <現行どおり>

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第 26 条</u> 当社は、取締役会の決議により、 代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、取締 役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社 長若干名を選定することができる。</u></p> <p>(業務執行) <u>第 27 条</u> <条文省略></p> <p>(報酬等) <u>第 28 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当社から受ける財産 上の利益 (以下、本定款において「報酬 等」という。) は、株主総会の決議によっ てこれを定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) <u>第 29 条</u> <新設></p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定 により、社外取締役との間に、同法第 423 条 第 1 項の行為による賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただ し、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は法令が規定する額とする。</p> <p>(議事録) <u>第 30 条</u> 取締役会における議事の経過の要</p>	<p><u>第 27 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議 によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定 の全部または一部を取締役に委任す ることができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第 28 条</u> 取締役会は、その決議によつて、 取締役 (監査等委員である者を除く。) の中から代表取締役若干名を選定す る。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によつて、取締 役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を選定することがで きる。</u></p> <p>(業務執行) <u>第 29 条</u> <現行どおり></p> <p>(報酬等) <u>第 30 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当社から受ける 財産上の利益は、監査等委員である 取締役とそれ以外の取締役とを区別 して、株主総会の決議によってこれを 定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第 31 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役 (取締役であ った者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項に定める責任を、法令の限度にお いて、取締役会の決議によって免除す ることができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規 定により、社外取締役 (業務執行取締 役等である者を除く。) との間に同法 第 423 条 第 1 項の行為による賠償責 任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令が規定する額 とする。</p> <p>(議事録) <u>第 32 条</u> 取締役会における議事の経過の</p>
--	--

<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) <u>第 39 条</u> 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、同法 423 条 第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(<u>議事録</u>) <u>第 40 条</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または電磁的に記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第 41 条</u> <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p> <p><u>第 42 条</u>～<u>第 46 条</u> <条文省略></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第 34 条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第<u>5</u>章 計算</p> <p><u>第 35 条</u>～<u>第 39 条</u> <現行どおり></p>
---	--

以 上